

以下の問題文を読んで、その内容が正しければ、解答用紙の問題番号の左欄に○を、誤っていれば、右欄に○を記入しなさい。

- 第1問 かつてのココム規制は、西側自由主義国から共産主義諸国への戦略的な貨物・技術の移転防止を目的としていた。
- 第2問 リスト規制貨物とは、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の1～16の項に該当する貨物をいう。
- 第3問 キャッチオール規制は湾岸戦争後、国際原子力機関（IAEA）がイラクの核施設の査察を行った際、リスト規制対象外の貨物が核兵器の開発に使用されていたことが判明したことをきっかけに導入された。
- 第4問 外国から輸入された貨物は、もともと外国製品であるので、日本から外国へ輸出する場合、リスト規制に該当する製品であっても、輸出許可は一切不要となっている。
- 第5問 役務取引許可が必要になるのは規制に該当する技術を外国に提供する場合のみである。
- 第6問 ワッセナー・アレンジメントは、通常兵器の過剰な蓄積防止の目的で、米国、欧州諸国、ロシア、日本を含む33カ国がメンバーとなって創立され、創立以来、参加国数は現在も変わっていない。
- 第7問 国際的な輸出管理レジームとは、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル関連資機材・技術輸出規制（MTCR）、ワッセナー・アレンジメント（WA）及び国際原子力機関（IAEA）をいう。
- 第8問 韓国は、すべての国際的な輸出管理のレジームに参加し、輸出令別表第4の2の地域でもある。
- 第9問 輸出貿易管理令（輸出令）は、経済産業省令の一つである。
- 第10問 外国人であっても、本邦に入国後1ヵ月以上経過するに至った者は居住者として取り扱う。
- 第11問 輸出令別表第4に掲げる地域は、イラン、イラク、朝鮮（大韓民国政府の支配する地域を除く。）、シリアである。
- 第12問 キャッチオール規制においては、少額特例がない。

- 第13問 経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定に違反した者に対し、3年以内の期間を限り、輸出を行い、又は非居住者との間で特定技術の提供を目的とする取引を行うことを禁止することができる。
- 第14問 リスト規制に該当する技術をシンガポールの海外子会社へ提供する取引であっても、当該技術が電気通信ネットワーク上のファイルにより既に不特定多数の者に対して公開されていれば、役務取引許可は不要である。
- 第15問 一般包括許可申請にあたり、既に輸出管理社内規程（コンプライアンス・プログラム（C P））を整備している申請者であっても、その実施に関する書類を提出する必要がある。
- 第16問 輸出する貨物が「核兵器等の開発等」に「用いられる疑いがある場合」は、一般包括輸出許可は無条件に失効する。
- 第17問 リスト規制に該当する技術を、国内の日本企業に雇用されている中国人技術者に提供する場合、当該中国人は居住者となるので経済産業大臣の役務取引許可は不要である。
- 第18問 総価額が80万円のリスト規制に該当する貨物をインドに輸出する場合、少額特例が適用できる総価額が100万円以下であれば、輸出許可は不要なので需要者や用途を確認する必要はない。
- 第19問 リスト規制に該当する貨物（時価300万円相当）を、不特定多数の者が参加する学会で単に紹介するために米国へ持ち出して、学会終了後に持ち帰る場合は、貨物の輸出許可は不要である。
- 第20問 監査部門は、輸出管理監査実施後、法的に問題のあった場合のみ最高責任者に報告すればよく、法的に問題のない場合は、わざわざ報告する必要はない。なお、最高責任者から聞かれた場合は、速やかに報告できる体制にして置けばよい。
- 第21問 企業の安全保障輸出管理における社内教育の対象には、社員（管理職を含む。）のみならず役員も含まれる。
- 第22問 輸出管理の効率化も大切なので、取引審査において、経理部門による信用（クレジット）審査をパスした顧客は用途審査は省いてよい。
- 第23問 技術の海外への提供は税関を通さないことが多いので、貨物と異なり、確実な管理が不要である。
- 第24問 他社製品を輸出するとき、他社製品の該非判定書を取り寄せたところ、判定日が、最近施行された法令改正の公布日より古かったが、技術部長の印

が捺印されていたので、判定内容を確認しなくても何ら問題ないと判断した。

第25問 1年前に発売した製品を購入した個人の顧客から、当該製品の該非判定書を求められた。当該製品は、リスト規制に該当する製品であったが、メーカーとして、該非判定書を発行したり法的な説明をする必要はない。

**平成17年度
安全保障輸出管理実務能力認定試験（第5回）
（S T C A s s o c i a t e）試験問題**